

第3章

わが国の防衛のための 自衛隊の運用と災害派遣や国民保護

- 第1節 統合運用体制への移行
- 第2節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- 第3節 本格的な侵略事態への備え
- 第4節 武力攻撃事態などにおける国民の保護のための取組



第1節

統合運用体制への移行

本年3月27日に、防衛庁・自衛隊（6章2節（P282）参照）では統合運用体制に移行し、統合幕僚長（統幕長）が自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの防衛庁長官（長官）の補佐を一元的に行うこととなった。本節では、統合運用に関する検討の経緯、統合運用体制への移行の必要性およびその概要などについて説明する。



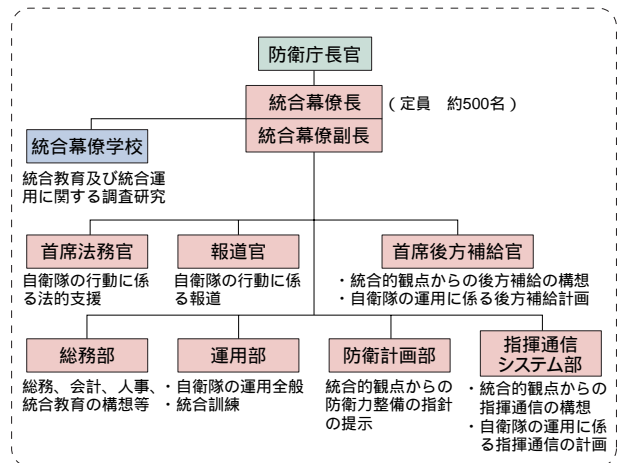
初代統合幕僚長 先崎陸将（右）

1 検討の経緯

自衛隊の統合運用に関し、自衛隊の総合的かつ有効な運営を図るため、防衛庁・自衛隊発足時の54（昭和29）年7月に陸上・海上・航空幕僚長（陸・海・空幕長）と統合幕僚会議議長で構成される統合幕僚会議が設立された。これにより、自衛隊の運用に関しては、内部部局が主として政策的観点から、各幕僚長と統合幕僚会議が主として軍事専門的観点から、自衛隊に対する長官の指揮監督を補佐する体制をとってきた。しかし、軍事専門的観点からの長官の補佐は、陸・海・空幕長がそれぞれ個別に行い、必要に応じて統合幕僚会議が合議体として、統合調整を行うという「各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢」に基づくものであった。

一方、新たな脅威や多様な事態¹への対応が求められるなど、自衛隊を取り巻く環境の変化により、その役割は多様化している（2章2節（P78）参照）。これに自衛隊が迅速かつ効果的に対応するためには、平素から陸・海・空自衛隊を有機的かつ一体的に運用できる態勢が必

図表3-1-1 統合幕僚監部の組織



要であるとの認識から、長官の指示に基づき02（平成14）年4月から「統合運用に関する検討」が行われ、同年12月、「統合運用を基本とする態勢」へ移行することの必要性をとりまとめた成果報告書が長官に対して提出され

1) 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態

た²。さらに、04（同16）年12月に閣議決定された防衛大綱³および同時に決定された中期防⁴においても、統合運用体制強化の必要性が述べられている。

これらを踏まえ、05（同17）年7月に防衛庁設置法および自衛隊法などの改正がなされ、統合幕僚監部（統幕）の新設、陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）から統幕への運用機能の移管や運用に必要な情報機能の情報本部への集約など、統合運用に必要な体制の整備を行った。さらに、本年2月20日から行われた日米共同統合演習における検証などを経て、本年3月27日、統合運用体制に移行した。

（図表3-1-1参照）



インド洋派遣部隊から洋上補給を受けるイラク派遣部隊

2 統合運用体制への移行の必要性

1 陸・海・空自衛隊の一体的運用による迅速かつ効果的な対応

わが国に対する侵略事態などに対処する場合、「各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢」では、各自衛隊は、たとえ、同一の作戦地域において行動する場合でも、それぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処する必要があったため、迅速性、適時性の観点から問題があった。そのため、平素から、統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づいて、各自衛隊が有機的に連携し、迅速かつ効果的に任務を遂行し得る統合運用の態勢を確立しておくことが必要である。また、情報通信技術など、進歩する軍事科学技術を最大限に活用することにより、各自衛隊が情報を同時に共有し、一体的に活動することも不可欠である。

2 軍事専門的観点からの長官の補佐の一元化

「各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢」では、各幕僚長と統合幕僚会議が、それぞれの軍事専門的観点から

長官を補佐するため、場合によっては、異なる状況認識と作戦方針に基づいて補佐することも考えられ、迅速かつ効果的な事態対処に支障を来すおそれがあった。このような問題点を解消し、あらゆる事態への対処に際し、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点からの補佐を一元化し、内部部局の政策的観点からの補佐と相まって、的確に長官を補佐できる体制を整備する必要があった。

3 日米安全保障体制の実効性の向上

日米安保体制を基調としているわが国にとって、米軍との整合のとれた共同対処行動をとることが重要である。従来の運用態勢では、自衛隊が統合軍である米軍と共同対処行動を実施する場合、米軍が1人の指揮官の下、4軍が同一の作戦構想の下で行動するのに対し、自衛隊の行動は、各自衛隊がそれぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処することとなっていた。このため、自衛隊の運用の態勢を「統合運用を基本とする態勢」とし、自衛隊と米軍がそれぞれ統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づき、共

2) 『「統合運用に関する検討」成果報告書』<<http://www.jda.go.jp/join/folder/seikahoukoku/cyou-houkoku.pdf>>

3) 正式名称は「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」

4) 正式名称は「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」



海自艦艇から発艦する陸自ヘリコプター

同して対処しやすい態勢を構築しておくことが必要である。

3 統合運用体制の概要

1 基本的な考え方

- (1) 統幕長が、陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）を含めた統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの長官の補佐を一元的に行う。
- (2) 自衛隊の運用に関する長官の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。

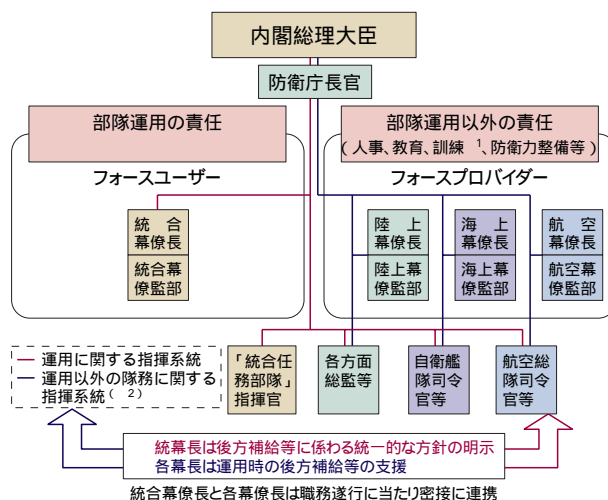
2 統合運用に必要な中央組織の整備

統合運用体制を整備するにあたり、統合幕僚会議事務局や陸・海・空幕などを見直し、効率化を図り、統合幕僚監部の新設などを行った。その結果、統幕長と陸・海・空幕長による長官の補佐は次のような体制となった。

(1) 統幕長による自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの長官補佐の一元化と陸・海・空幕長による部隊の造成責任

従来の統合幕僚会議事務局を廃止して新設された統合幕僚監部は、陸・海・空幕から移管・集約した各自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの機能を引き続き保持すること

図表3-1-2 統合幕僚長と陸・海・空幕僚長の役割



- 1: 統合訓練は統幕僚長の責任
- 2: 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する長官の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、長官の定めるところによる。

となった。すなわち、統幕長が部隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕長が部隊を造成する機能を担うこととなった。

加えて、統幕長は、陸・海・空幕僚長の担う機能に対して、自衛隊の統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から必要なニーズを明らかにし、各幕僚長はこれを踏まえ、統合運用の実効性を確保する観点から各種措置を講ずることになった。

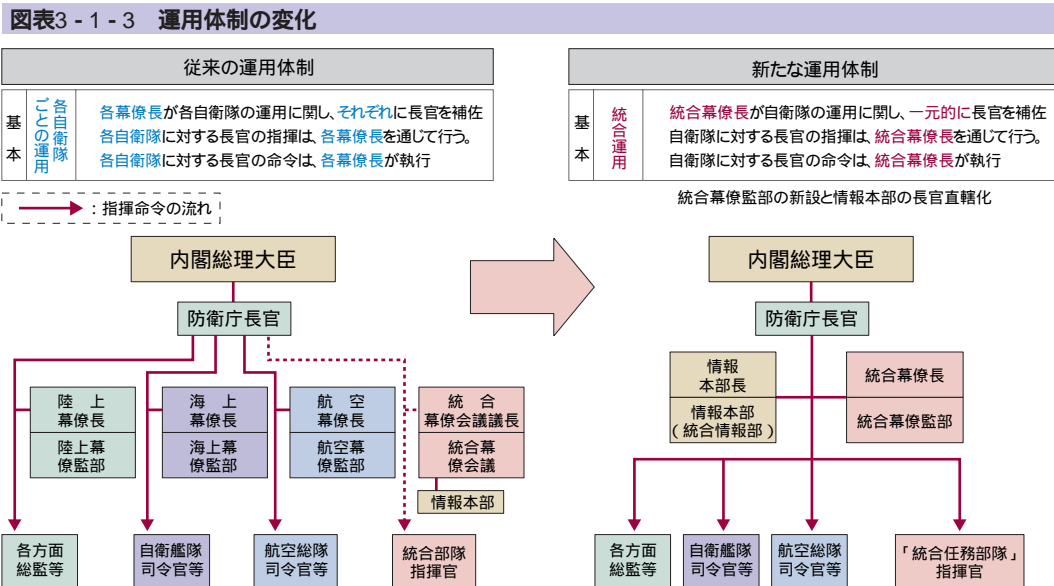
(図表3-1-2参照)

なお、これまで陸・海・空幕がそれぞれ保持してきた自衛隊の運用に必要な情報機能についても、後述の情報本部の中に保持することとし、緊急・動態部を廃止して、統合情報部を新設した。これにより、自衛隊の運用に必要な情報は、情報本部が統合情報部を通じて、統幕および部隊などに提供されることとなった。

(2) 自衛隊の運用に関する長官の命令の統幕長による執行

防衛出動や治安出動、国際緊急援助活動をはじめとした陸・海・空自の全ての運用に関しては、統幕長が長官の命令を執行することになる。この際、「統合任務部隊¹」が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合（例：陸上自衛隊の部隊のみを運用する場合）であっても、当該部隊の運用に関する長官の指揮命令は、統幕長を通じて行うことになった。

(図表3-1-3参照)



1) 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自衛隊の部隊のいずれか2以上からなるものを言う。

統合運用体制における自衛隊の運用の具体例

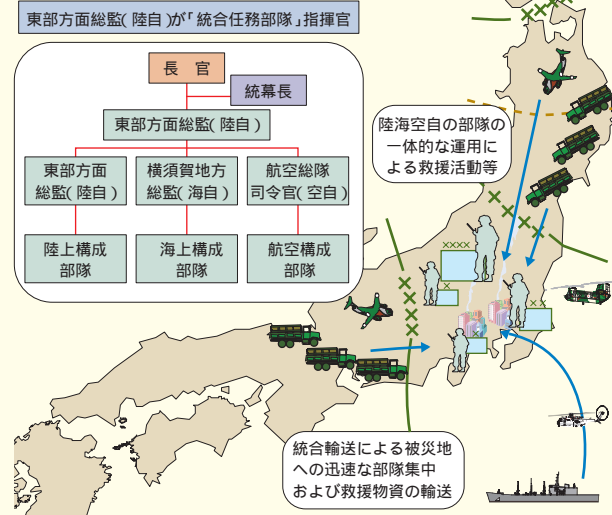
今回の統合運用体制への移行により、自衛隊の運用にあたっては、統幕長が軍事専門的観点から一元的に長官を補佐し、各自衛隊に対する長官の命令を一元的に執行することになりました。これにより、例えば、大規模な人的・物的被害の発生が予想される南関東地域での震災に際しては、次のように、自衛隊の迅速な対応が容易となります。

地震発生直後、陸・海・空自の部隊はそれぞれ、知事などの要請や自主的な判断に基づき、直ちに必要な人命救助活動を行います。これと同時に、統幕長は、映像などにより収集された陸・海・空自の部隊からの情報に基づき、被害の状況などについて、陸・海・空自の垣根を越えて総合的に把握します。この情報は、政府や防衛庁としての判断に活用されることとなります。またこれに加え、一刻を争う救援のために、陸・海・空自の部隊の整合のとれた活動に関する防衛庁長官の判断を、統幕長が軍事専門的観点から補佐することにより、迅速な意思決定が可能となります。

被害が甚大な場合は、内閣総理大臣による「災害緊急事態の布告」および防衛庁長官による「大規模震災災害派遣」の命令を受け、陸自東部方面総監（東方総監）を指揮官として、海自横須賀地方隊および空自航空総隊の部隊を含めた「統合任務部隊」を速やかに組織し、人口の密集した南関東地域における直接の救援活動を行うことを計画しています。

大規模震災対処（南関東地震対処）

（「統合任務部隊」を置く場合のイメージ）



この際、統幕長は、「統合任務部隊」指揮官への長官の命令を執行し、これまで陸・海・空各幕僚長がそれぞれ行っていた中央レベルでの調整や救援に必要な部隊・救援物資の輸送などの必要な処置を一元的に行います。例えば、全国の陸・海・空自の部隊をもって、「統合任務部隊」を増援し、地震の被害の状況に応じて、最大で約7万人の人員が救援活動にあたることを計画していますが、これらに必要な増援部隊、特に長距離を移動する部隊の輸送にあたっては、輸送の優先順位や手段に係わる統幕長の一元的な方針の下、陸・海・空自の輸送手段が、効率的に活用されます。

一方、「統合任務部隊」指揮官である東方総監は、統幕長の行う全自衛隊レベルでの処置と連携しつつ、政府の現地対策本部などとの連絡調整窓口として、現地でのニーズを一元的に把握します。さらに、現地での被害の状況に応じた救援活動の優先順位に基づき、増強された部隊を含め、指揮下の陸・海・空自の部隊を一元的に運用し、救援・復旧支援活動を行うこととなります。

4 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制において、新たな脅威や多様な事態に、自衛隊が適切に対応するためには、統幕と各自衛隊間などの確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有の確保が重要である。このため、内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢を構築することと

している。

参照 > 6章2節4（P298）

また、自衛隊の各部隊においても、「統合任務部隊」の指揮官となることが予想される主要部隊指揮官¹は、平素からそのための計画の作成などを行うとともに、訓練

1) 陸自各方面総監、海自自衛艦隊司令官および各地方総監、空自航空総隊司令官、航空支援集団司令官および航空方面隊司令官など

などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持しておく必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置し、陸・海・空自の連携強化を図るとともに、統合運用により様々な状況に対処する場合に、必要に応じて、その他の幕僚を配置することとしている。

さらに、統合演習の実施など教育訓練体制の強化のほ

か、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、統合運用に伴う装備などの共通化の必要性などについては、引き続き統合運用の実績などを踏まえつつ、検討していくこととし、その上で、必要な措置を講ずることとしている。（統合教育訓練体制については6章2節3（P293）参照）

5 情報本部の長官直轄化

予測困難で複雑かつ多様な安全保障環境の下において、防衛力が多様な段階・局面において適切に機能するためには、高度な情報能力の保有とその十分な活用が不可欠である。防衛庁の情報部門においても、全体の視点からのより広範な情報の収集、広く庁内各機関のニーズを踏まえたより高度な分析、長官に対するより迅速・的

確・直接の報告といった機能を強化することが必要となってきた。そのため、統合運用体制への移行に伴い、これまで統合幕僚会議の下に置かれていた情報本部を長官直轄の特別の機関とし、「防衛庁の中央情報機関」としての地位・役割を明確にした。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

情報本部とはどんな組織ですか？

情報本部は、わが国における情報機能の重要性と冷戦後の国際情勢の変化を踏まえ、効率的・効果的に情報業務を実施しうる体制を実現すべく、平成9年に設置されました。

以来、情報本部は、わが国最大の情報機関として、電波情報、画像情報、公刊情報などを自ら収集・解析するとともに、庁内の各機関や関係省庁・在外公館などから提供される各種情報を集約した上、総合的な処理・分析を行い、国際軍事情勢の分析など、防衛庁・自衛隊全般を通じて必要とされる情報を作成し、関係機関に提供してきました。

今日の国際情勢においては、国際テロ組織の活動や大量破壊兵器の拡散など、安全保障問題の多様化・複雑化が進展しており、これらに適切に対処するために、より広範かつ総合的な情報能力が求められています。

このため、本年3月からは、防衛庁長官の下に直接置かれる特別の機関に移行し、庁内各機関に対する情報支援を広範かつ総合的に実施し得る「防衛庁の中央情報機関」としての役割・地位がより明確になり、また、統合運用体制への移行に伴い、統合幕僚監部や部隊などに対して、部隊運用に直接必要な情報支援を実施することとなりました。

現在、情報本部には、総務、計画、分析、統合情報、画像・地理、電波の6部と全国6つの通信所が置かれており、自衛官と事務官など総勢約2,300人の職員が勤務しています。彼らは、安全保障環境の変化を的確に読み取り、わが国の平和と安全に影響を及ぼす各種事態を一瞬でも早く察知すべく、さまざまな情報業務に日夜従事しています。

最近では、インドネシア・ジャワ島における地震災害への自衛隊の対応などにおいても、情報本部は災害救援に必要な情報の収集・分析をし、派遣部隊への情報の提供を行いました。